

松本都市計画 寿小池地区 地区計画

平成 5年11月19日決定 松本市告示第315号

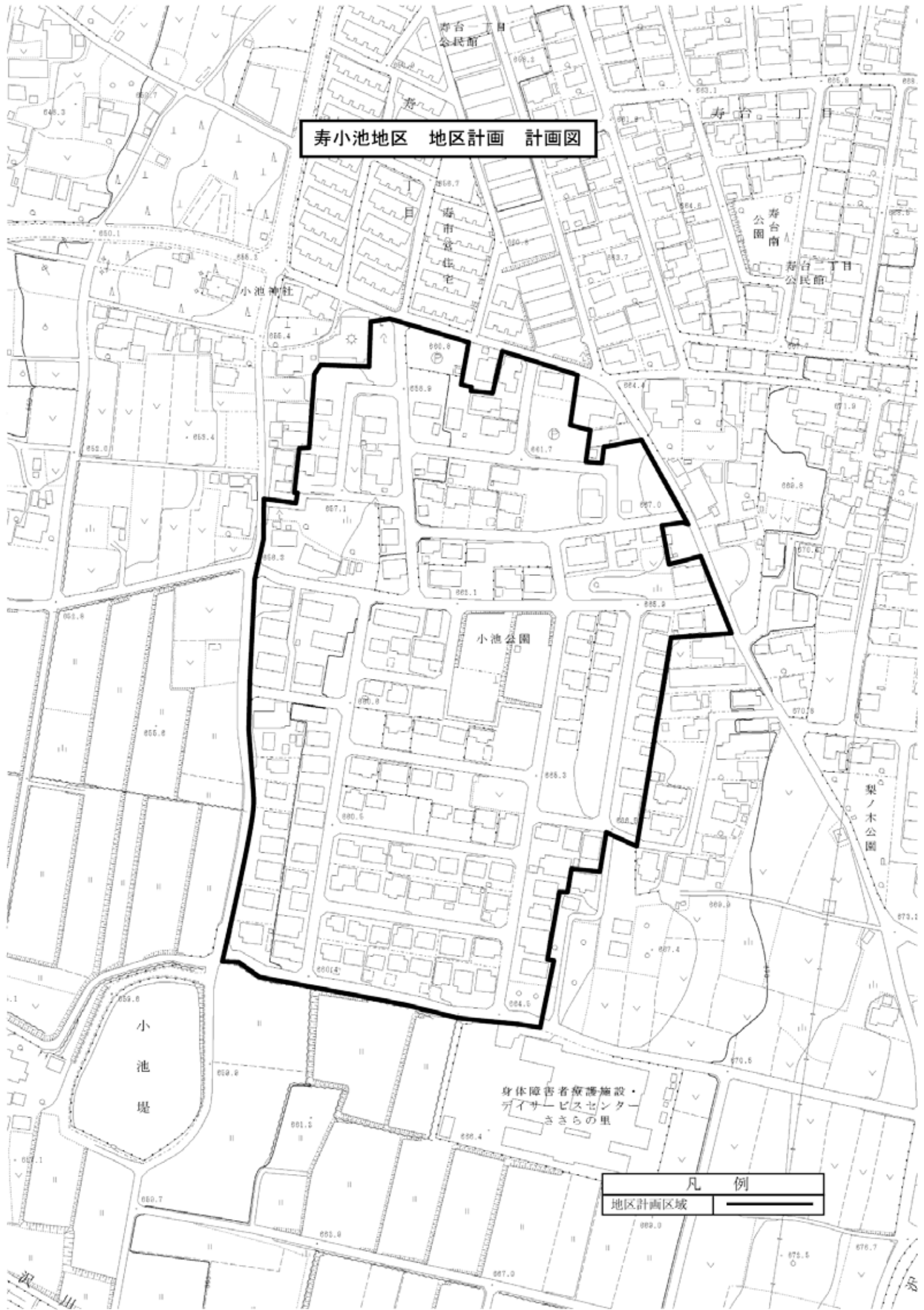
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	名 称	寿小池地区 地区計画
	位 置	松本市大字寿小赤字寺ノ上、字寺上、字内カイト、字山ノ神、字道端、字河川上、字内川上、字前田、字南畑、字東、字南カイド、字ク子ゾエ、字道上、字・バタ、字南田の各一部並びに松本市大字内田字ツイジの一部
	面 積	約 7.2 ha
	地区計画の目標	本地区は、松本市の中心部より南に約7km、JR篠ノ井線村井駅東方約2kmの地点にあり、組合施行の土地区画整理事業により、道路、公園、上下水道等の公共・公益施設の整備が平成2年より行われている。平成3年7月より組合独自に「松本市寿小池地区街づくり協定」を制定し、敷地の細分化防止、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、かき又はさくの構造の制限等の規定を設け組合員全員の合意のうえ締結して良好な居住環境を図っている。そこで地区計画を定めることにより、用途の混在防止及び「街づくり協定」で形成された、良好な居住環境の保持を図る。
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建住宅及び共同住宅を中心とする中低層住宅として整備、誘導を図ると共に、資材置き場及びゴミ捨て場は、設置しないよう誘導する。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により、地区内に区画道路（W=6～5m）を配置し、生活道路が整備されると共に、街区公園（1箇所）を適切に配置する。
建築物等の整備方針	<p>本地区全体を中低層住宅地と位置付けて良好な一戸建住宅及び共同住宅を中心とし、建築物の用途の制限、敷地内の空地の確保、かき又はさくの整備、敷地内の緑化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策により、ゆとりを持った良好な居住環境の形成への規制誘導を図ると共にその維持、保全を図る。</p> <p>意匠については、「松本市建築物・広告物等デザインマニュアル」の内容を遵守した建築物、工作物を誘導する。</p> <p>敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めるものとする。</p>	

地 区 整 備 計 画	建築物の用途 の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない 1 ゴルフ練習場、バッティングセンター 2 共同住宅で1住戸の延床面積が29㎡以下の建築物 3 危険物（石油類を除く。）の貯蔵及び処理施設 4 カラオケボックス
	敷地面積 の最低限度	200 ㎡
	壁面の位置 の制限	建築物（床面積の合計が10㎡以内の建築物及び床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物を除く。）の外壁（出窓及び戸袋を除く。）又はこれに代わる柱の面からの位置の制限を次のとおりとする。 1 専用住宅については、道路境界線までの距離は1.5m以上、その他隣地境界線までの距離は1.0m以上とする 2 1以外の建築物については、道路境界線及びその他隣地境界線までの距離は2.0m以上とする
	建築物の高さ の最高限度	12 m
	かき又はさく の構造の制限	道路境界側の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 1 生垣 2 土留め擁壁及び石積み等を設置する場合は、前面道路面から高さ1.0m以下、かつ宅地地盤面以下とする。ただし、0.7m以上の植栽可能な空地を設け設置する場合は、この限りでない。なお、この場合においても、その高さは、宅地地盤面までとする 3 宅地地盤面又は2で設置したものの上に高さ1.5m以下のフェンス、金属さく等透視可能なさくを併用したもの

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

知事承認事項

寿小池地区 地区計画 計画図



凡例
地区計画区域